

第24期 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2022年3月25日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催
場所

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号
丸の内北口ビルディング 15階
フクラシア丸の内オアゾ 会議室C

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議
事項

- 第1号議案
剰余金の配当の件
- 第2号議案
定款一部変更の件
- 第3号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案
監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第6号議案
監査等委員である取締役の報酬額決定の件
- 第7号議案
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第8号議案
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する非金銭報酬の額及び内容決定の件

■ご来場について

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

■お土産の取りやめについて

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	26
連結計算書類	44
計算書類	47
監査報告書	50

株式会社オロ

証券コード：3983

証券コード 3983
2022年3月3日

株 主 各 位

東京都目黒区目黒3丁目9番1号
株 式 会 社 オ 口
代表取締役社長 川 田 篤

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合には、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月24日（木曜日）午後6時30分までに、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送くださるか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）より議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 丸の内北口ビルディング 15階
フクラシア丸の内オアゾ 会議室C
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第24期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第24期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| 第8号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する非金銭報酬の額及び内容決定の件 |

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.oro.com/ja/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.oro.com/ja/ir/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社では、企業価値を継続的に拡大し株主の皆様へ利益還元を行うことを重視しています。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき15円 総額241,663,020円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年3月28日(月)

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能の一層の強化を図り、執行と監督機能の分離を志向するとともに、取締役会の業務執行決定権限を業務執行取締役に委譲することが可能となり、取締役会における経営戦略等の議論を一層充実させることで、当社の持続的な企業価値の向上を実現することを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第18条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第18条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) その他、一部表現の修正及び上記規定の追加及び削除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、上記 1. (2) に係る現行定款第18条の変更を除き、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 <u>総 則</u></p> <p>(商 号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的) 第2条 当社は、以下の事業を営むことを目的とする。 <u>1. ～ 11.</u> (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 <u>株 式</u></p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約券の割当てを受ける権利</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 <u>総則</u></p> <p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、以下の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) ～ (11)</u> (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> (削除) <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 <u>株式</u></p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で掲示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役は、6名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、6名以内とする。</p> <p>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3. 増員又は補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p>

現行定款	変更案
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く) との間で、同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数) 第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間で、同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役) 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知) 第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及び結果並びにその他法令で定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名する。</p>	(削除)
<p>(監査役会規則) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p>(報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役との責任限定契約) 第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<p style="text-align: center;">(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
(新設)	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
(新設)	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
(新設)	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の議事録)</p> <p>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p>
(新設)	<p style="text-align: center;">(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>
第6章 会計監査人 第40条～第41条 (条文省略)	第6章 会計監査人 第36条～第37条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p data-bbox="364 232 538 261">第7章 計算</p> <p data-bbox="160 293 518 322">第42条～第45条 (条文省略)</p> <p data-bbox="417 349 483 378">(新設)</p> <p data-bbox="417 409 483 438">(新設)</p> <p data-bbox="417 586 483 615">(新設)</p>	<p data-bbox="979 232 1130 261">第7章 計算</p> <p data-bbox="762 293 1146 322">第38条～第41条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="762 349 813 378">附則</p> <p data-bbox="777 409 1230 438">(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p data-bbox="762 439 1350 553">第1条 第24期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p> <p data-bbox="777 586 1135 615">(電子提供措置に関する経過措置)</p> <p data-bbox="762 616 1350 790">第2条 変更前定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更後定款第18条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但し書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="762 792 1350 875">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="762 876 1350 960">3. 附則第2条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 かわ た あつし
川田 篤 (1973年9月8日生)

再任

■所有する当社の株式の数 6,241,031株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年1月	有限会社オロ（現 株式会社オロ）設立 代表取締役社長（現任）	2018年6月	ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役（現任）
2010年1月	欧楽科技（大連）有限公司董事長	2018年7月	oRo Digital Asia Sdh. Bhd. Director
2012年12月	oRo Vietnam Co., Ltd. 会長	2020年5月	株式会社日宣 社外取締役（現任）
2013年12月	oRo Malaysia Sdn. Bhd. Director		
2014年7月	oRo (Thailand) Co., Ltd. 取締役		(重要な兼職の状況)
2016年1月	台灣奧樂股分有限公司董事		欧楽科技（大連）有限公司 董事
2016年5月	大連奧樂廣告有限公司董事長		大連奧樂廣告有限公司 董事
2018年2月	欧楽科技（大連）有限公司董事（現任）		ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役
2018年2月	大連奧樂廣告有限公司董事（現任）		株式会社日宣 社外取締役
2018年2月	台灣奧樂股分有限公司董事		
2018年4月	当社国際事業本部長		

■取締役候補者とした理由

川田篤氏は、1999年の当社設立以来、長年にわたり当社グループ全体の経営の指揮を執り、当社グループの発展を牽引してきました。当社グループ経営全般に関する経験、知見等は、今後も当社グループの企業価値向上に寄与するものであると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ひの
日野やす ひさ
靖久

(1973年5月14日生)

再任

■所有する当社の株式の数 3,105,512株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年1月 有限会社オロ（現 株式会社オロ）設立
取締役

2009年4月 当社管理本部長

2009年6月 当社専務取締役（現任）

2010年1月 欧楽科技（大連）有限公司董事

2013年1月 oRo Vietnam Co., Ltd.
General Director

2013年12月 oRo Malaysia Sdn. Bhd.
Director

2015年1月 当社管理本部長（現 コーポレート本部長）
（現任）

2021年3月 株式会社オロ宮崎取締役（現任）

2021年3月 株式会社oRo code MOC取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社オロ宮崎 取締役
株式会社oRo code MOC 取締役

■取締役候補者とした理由

日野靖久氏は、1999年の当社設立以来、長年にわたり管理業務を中心にグループ経営を統括し、当社グループの発展を牽引してきました。当社グループ経営並びに管理業務の経験、知見等は、今後も当社グループの企業価値向上に寄与するものであると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年7月	有限会社フォーク（現 株式会社フォーク） 入社	2019年4月	株式会社oRo code MOC取締役（現任）
2006年5月	同社代表取締役社長	2021年2月	台湾奥楽股分有限公司董事（現任）
2012年7月	同社取締役	2021年3月	oRo (Thailand) Co., Ltd. 取締役（現任）
2013年1月	当社入社 当社執行役員コミュニケーションデザイン事業 副本部長	2021年4月	oRo Malaysia Sdn. Bhd. Director（現任）
2016年1月	当社執行役員コミュニケーションデザイン事業 本部長		(重要な兼職の状況) 株式会社オロ宮崎 取締役 欧楽科技(大連)有限公司 董事 大連奥楽広告有限公司 董事 株式会社oRo code MOC 取締役 台湾奥楽股分有限公司 董事 oRo (Thailand) Co., Ltd. 取締役 oRo Malaysia Sdn. Bhd. Director
2016年12月	株式会社オロ宮崎取締役（現任）		
2018年2月	欧楽科技（大連）有限公司 董事（現任）		
2018年2月	大連奥楽広告有限公司董事（現任）		
2018年3月	当社取締役コミュニケーションデザイン事業 本部長（現 マーケティングコミュニケーション ン事業部長）（現任）		

■取締役候補者とした理由

生本博士氏は、長年にわたりデジタルマーケティング分野に携わっており、当該分野における経験と知見を有しております。2013年に当社執行役員コミュニケーションデザイン事業副本部長に就任し、2016年よりコミュニケーションデザイン事業本部長（現 マーケティングコミュニケーション事業部長）として当該事業部を統括してまいりました。これまでの経験や知見等は、当社グループの更なる受注拡大等、今後も当社グループの企業価値向上に寄与するものであると判断し、取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

せい みや
清宮まさ のり
理慎

(1976年9月13日生)

新任

■所有する当社の株式の数 5,024株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2010年4月 当社入社
 2013年4月 当社ビジネスソリューション事業本部顧客支援グループ長
 2014年4月 当社ビジネスソリューション事業本部顧客支援グループ長、同保守グループ長
 2016年4月 当社ビジネスソリューション事業本部顧客支援グループ長、同保守・インフラグループ長

2018年4月 当社ビジネスソリューション事業本部開発グループ長
 2020年7月 当社クラウドソリューション事業部顧客支援グループ長、同Enterprise開発グループ長
 2021年7月 当社クラウドソリューション副事業部長（現任）

(重要な兼職の状況)

—

■取締役候補者とした理由

清宮理慎氏は、2010年入社以来、ビジネスソリューション事業本部（現 クラウドソリューション事業部）の部門長を歴任し、現在はクラウドソリューション副事業部長としてその管理能力の発揮によりクラウドソリューション事業部全体を統括しております。その経験や知見等は、当社グループの更なる受注拡大等、今後も当社グループの企業価値向上に寄与するものであると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

さか ぐち
阪口けい
啓

(1973年11月27日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

再任

■所有する当社の株式の数 100株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年4月 東京工業大学大学院理工学研究科准教授
 2012年4月 大阪大学大学院工学研究科准教授
 2015年4月 東京工業大学大学院理工学研究科准教授
 2015年8月 フラウンホーファー・ハインリッヒ・ヘルツ通信技術研究所研究主幹
 2017年4月 東京工業大学工学院教授（現任）

2018年1月 フラウンホーファー・ハインリッヒ・ヘルツ通信技術研究所コンサルタント
 2018年3月 当社取締役（現任）
 2019年12月 東京工業大学超スマート社会卓越教育院長（現任）

(重要な兼職の状況)

東京工業大学工学院 教授

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

阪口啓氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、情報通信工学の学者として培われた高い専門知識や経験を有しており、当社の経営全般に対して学術的な観点から助言をいただくとともに、当社技術部門におけるリスク管理の強化及び業務執行者から独立した客観的な立場から会社経営に対する監督機能の拡充に寄与していただくことを期待し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

(第3号議案に関する注記)

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 清宮理慎氏の所有する当社の株式の数には、従業員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
3. 阪口啓氏は、社外取締役候補者であります。
4. 阪口啓氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての就任期間は本総会終結の時をもって以下のとおりであります。
- 阪口啓氏 4年
5. 当社は、阪口啓氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 当社は阪口啓氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が取締役役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は任期途中に更新することを予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 すず き 鈴木 せい いち 誠一 (1947年10月6日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

新任

■所有する当社の株式の数

2,500株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年4月 横浜ゴム株式会社入社
 2002年6月 同社常勤監査役
 2009年10月 当社常勤監査役（現任）
 2015年3月 欧楽科技(大連)有限公司監事（現任）
 2015年3月 oRo Vietnam Co., Ltd.
 Controller（現任）
 2016年1月 台湾奥楽股份有限公司監察人（現任）
 2016年5月 大連奥楽広告有限公司監事（現任）

2016年9月 株式会社オロ宮崎監査役（現任）
 2019年4月 株式会社oRo code MOC監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

欧楽科技(大連)有限公司 監事
 oRo Vietnam Co., Ltd. Controller
 台湾奥楽股份有限公司 監察人
 大連奥楽広告有限公司 監事
 株式会社オロ宮崎 監査役
 株式会社oRo code MOC 監査役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鈴木誠一氏は、事業会社における長年にわたる豊富な経験と幅広い知識を有し、また、これまで当社の常勤監査役としてその職責を適切に果たし、当社グループの監査実務に関する豊富な知見を有しており、これまでの経験や知見等をもとに、業務執行者から独立した客観的な立場で当社を適切に監査していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ひろ おか
廣岡みのる
稜

(1971年7月8日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

新任

■所有する当社の株式の数 2,500株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年10月 中央監査法人入所
 2001年5月 公認会計士登録
 2009年1月 廣岡公認会計士事務所開設
 所長（現任）
 2009年1月 株式会社アイ・オー・エス
 社外監査役（現任）
 2009年6月 当社社外監査役（現任）
 2013年3月 株式会社アグリメディア
 社外監査役（現任）
 2015年1月 株式会社廣岡事務所設立
 代表取締役社長（現任）
 2015年5月 株式会社デイドリーム
 社外監査役（現任）

2016年6月 株式会社フードコネクション
 社外監査役（現任）
 2017年5月 株式会社Veritas In Silico
 社外監査役（現任）
 2018年6月 SEホールディングス・アンド・インキュベ
 ションズ株式会社
 社外取締役（監査等委員）（現任）

(重要な兼職の状況)

廣岡公認会計士事務所 所長
 SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ
 株式会社 社外取締役（監査等委員）

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

廣岡稜氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する専門的な知識・経験等を有しており、これまでの経験や知見等をもとに、業務執行者から独立した客観的な立場で当社を適切に監査していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

まえ だ
前田よう いち
洋一

(1956年10月18日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

新任

■所有する当社の株式の数 一株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 三井物産株式会社入社
 1991年3月 ベネルックス三井物産株式会社
 ブリュッセル本店情報・機械部GM
 2001年4月 三井物産株式会社エレクトロニクス事業本部
 半導体事業部室長
 2005年12月 同社情報産業本部戦略企画室長
 2007年4月 同社情報産業本部情報業務部長
 2007年7月 同社情報産業本部エレクトロニクス事業部長

2011年3月 同社内部監査部検査役
 2017年6月 三井物産アイ・ファッション株式会社（現
 MNインターファッション株式会社）
 常勤監査役
 2021年7月 三井物産株式会社内部監査部特任検査役

(重要な兼職の状況)

—

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前田洋一氏は、事業会社における長年にわたる豊富な経験と幅広い知識を有しており、これまでの経験や知見等をもとに、業務執行者から独立した客観的な立場で当社を適切に監査していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

いま むら

今村

ゆ き

由幾

(1976年1月18日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

新任

■所有する当社の株式の数

一株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 株式会社マックカンエリクソン入社
 2008年12月 弁護士登録
 2009年1月 TMI総合法律事務所入所
 2021年1月 同事務所カウンセラー（現任）

(重要な兼職の状況)

—

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

今村由幾氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士であり、広告に関する実務及び法律の専門的な知識・経験等を有しており、業務執行者から独立した客観的な立場からその専門性を当社の監査に反映いただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

(第4号議案に関する注記)

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木誠一、廣岡穰、前田洋一及び今村由幾の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、鈴木誠一及び廣岡穰の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、前田洋一及び今村由幾の両氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は鈴木誠一及び廣岡穰の両氏との間で監査役として会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。両氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。また、前田洋一及び今村由幾の両氏の選任が承認された場合は、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は任期中に更新することを予定しております。
6. 今村由幾氏の戸籍上の氏名は、山内由幾であります。

(ご参考) 株主総会後の取締役会のスキル・マトリックス

招集ご通知記載の候補者を原案どおり全てご選任いただいた場合、各取締役の専門性と経験は次のとおりとなります。

	企業経営	事業戦略・ マーケティング	テクノロジー	グローバル ビジネス	ESG・ サステナビリティ	財務・ 会計・投資	法務・ リスク マネジメント
川田 篤	○		○		○		
日野 靖久	○					○	○
生本 博士	○	○		○			
清宮 理慎		○	○			○	
阪口 啓			○	○	○		
鈴木 誠一				○	○		○
廣岡 穰						○	○
前田 洋一	○			○			○
今村 由幾					○		○

(注) 各取締役の有する専門性と経験のうち主なもの最大3つに○印をつけています。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2013年6月27日開催の第15期定時株主総会において、年額200百万円以内としてご承認いただき、現在に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、その職責及び経済情勢等諸般の事情を考慮し、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額15百万円以内）と定めること及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的な金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によるものとしたたく存じます。

本議案は、当社と同規模の他社水準、従業員給与とのバランス、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責及び人材確保等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであり、相当であると判断しています。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案に基づく報酬の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、その職責及び経済情勢等諸般の事情を考慮し、年額350百万円以内と定めること及び各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとしたたく存じます。

本議案は、当社と同規模の他社水準、監査等委員である取締役の職責、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準及び人材確保等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬を決定するものであり、相当であると判断しています。

第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案に基づく報酬の支給対象となる監査等委員である取締役は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）となりますが、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の対象取締役に對し新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、当社は、2020年3月26日開催の第22期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬についてご承認をいただいておりますが、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これに代えてご承認いただきたくお願いするものであります。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

本議案は、上記の目的を踏まえて、対象取締役の職責及び発行済株式総数に対する影響等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で対象取締役の報酬を決定するものであり、相当であると判断しています。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役の員数は4名となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から50年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する非金銭報酬の額及び内容決定の件

当社は、海外赴任をする取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、借上げ社宅を提供するとともに、海外赴任により生ずる子女の教育費の追加費用を負担することといたしたく存じます（以下「本制度」という。）。この場合、当社が負担する金銭に非ざる報酬の限度額は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件」及び第7号議案「取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」の報酬額とは別枠で、対象取締役一人当たり月額500千円以内といたしたく存じます。

なお、当社は、2016年3月25日開催の第18期定時株主総会において、本制度における当社の負担する金銭に非ざる報酬の限度額について海外赴任する取締役一人当たり月額500千円以内としてご承認をいただいておりますが、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これに代えてご承認いただきたくお願いするものであります。

本議案は、海外赴任をする従業員に対して社内規程に基づき家賃、子女の教育費を当社負担としていることに準ずるものであり、相当であると判断しています。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象取締役の員数は4名となります。

以 上

(添付書類) **事業報告** (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2021年1月1日～2021年12月31日)における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、緊急事態宣言が再発令されるなど、厳しい状況が継続しました。後半はワクチン接種の促進や各種経済施策が進み、緊急事態宣言が全国で解除されるなど、経済活動に一部回復の兆しもみられましたが、先行きは不透明な状況が続いております。

国内の情報サービス業界においては、働き方改革の更なる広がりにより、生産性向上及び業務効率化に対する情報システムの需要が継続的に高まっております。企業はコストパフォーマンスと利便性の高い情報システムを求めており、さらには新型コロナウイルス感染症の影響によりリモートワークを前提とした新しい働き方への移行から、企業向けのシステムにおけるクラウドサービスの浸透が一層進んできております。

またインターネット業界においては、大手企業を中心に「デジタルトランスフォーメーション(DX)」と呼ばれる、既存のビジネスモデルや業界構造を大きく変化させる新たなデジタル化の流れが引き続き力強いものとなっております。

このような市場環境の中、当社グループは製販一体体制を継続し、クラウドサービス・デジタルソリューションの提供を行ってきました。クラウドソリューション事業の主力製品であるクラウドERP「ZAC」[Reforma PSA]は、プロジェクト管理を必要としている企業を軸とした業界・業種に幅広く求められ安定的に伸長し、業績に寄与いたしました。デジタルトランスフォーメーション事業においては全国各地の商圏ごとに販売店舗をもつ企業を対象としたエリアマーケティング、ウェブサイトやデジタルコンテンツ、アプリケーションの企画・制作、SNS活用の戦略立案・運用支援、ウェブ広告の戦略策定・運用など、デジタルを基軸に顧客のビジネスを全方位から支援するさまざまなソリューションを提供してまいりました。そして持続的な企業価値の向上を実現すべく、各事業において新規顧客の開拓、重点顧客の深掘活動にも取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,762,070千円(前年同期比9.9%増)、営業利益2,120,427千円(同24.2%増)、経常利益2,132,046千円(同24.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,490,724千円(同26.1%増)となりました。

事業セグメント別の売上高

事業別	売上高
クラウドソリューション事業	3,372,782 千円
デジタルトランスフォーメーション事業	2,389,288 千円

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は60,161千円であり、その主なものは次のとおりであります。

クラウドソリューション事業	30,028千円
事業用サーバー等機器	
クラウドソリューション事業	25,369千円
ZAC新機能開発費用	

(3) 資金調達の状況

重要な事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年12月期 第21期	2019年12月期 第22期	2020年12月期 第23期	2021年12月期 (当連結会計年度) 第24期
売 上 高	4,463,678 千円	5,022,672 千円	5,240,816 千円	5,762,070 千円
経 常 利 益	1,186,134 千円	1,357,727 千円	1,713,121 千円	2,132,046 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	834,128 千円	900,306 千円	1,182,080 千円	1,490,724 千円
1 株当たり当期純利益	50.25 円	54.24 円	71.19 円	92.08 円
総 資 産	6,637,714 千円	7,681,739 千円	8,608,368 千円	8,357,570 千円
純 資 産	5,394,344 千円	6,164,021 千円	7,216,818 千円	6,859,908 千円
1 株当たり純資産額	324.96 円	371.32 円	434.59 円	425.79 円

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末株式数により計算しております。

3. 当社は、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年12月期 第21期	2019年12月期 第22期	2020年12月期 第23期	2021年12月期 (当期) 第24期
売 上 高	4,187,241 千円	4,744,201 千円	5,022,955 千円	5,507,254 千円
経 常 利 益	1,137,821 千円	1,351,619 千円	1,707,124 千円	2,081,456 千円
当 期 純 利 益	809,248 千円	852,422 千円	1,198,616 千円	1,441,383 千円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	48.75 円	51.35 円	72.19 円	89.03 円
総 資 産	6,145,503 千円	7,121,655 千円	8,109,081 千円	7,789,659 千円
純 資 産	5,082,944 千円	5,811,778 千円	6,881,003 千円	6,432,304 千円
1 株 当 た り 純 資 産 額	306.20 円	350.11 円	414.37 円	399.25 円

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末株式数により計算しております。

3. 当社は、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。このため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループの展開するクラウドソリューション事業及びデジタルトランスフォーメーション事業は、ともに技術の進化、顧客ニーズの変化、競合他社との競争が激しい事業領域であります。そのような事業環境の中で、当社グループが長期的に持続可能な成長を見込み、経営戦略を確実に遂行していくために対処すべき課題は以下のとおりです。

①優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社グループにとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社グループが属する情報サービス産業では、人材の獲得競争が激化しており、このような状況の中、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが当社グループの発展において重要であります。人的基盤を強化するために、採用体制の強化、教育・育成、研修制度及び人事評価制度の充実、就業環境の向上等、各種施策を進めてまいります。

②営業力の強化

デジタルトランスフォーメーション事業において、業界での認知度の向上を目指し、マーケティング戦略を強化、リード獲得数の向上を図ってまいります。また、引き続き大手広告代理店との連携を強化し、案件の受注増加を目指してまいります。

クラウドソリューション事業においては、成長産業へのシェアを増加させるべく、営業・マーケティング活動の幅を広げ、また大手システムインテグレータ企業との連携を強化し、案件の受注増加を目指してまいります。

③技術力、製品力の向上

競争が激化しつつあるデジタルトランスフォーメーション事業において、事業機会を確実に成長につなげるためには、技術面、サービス面において一層の差別化が要求されます。技術の最新動向をキャッチアップするとともに効果的に事業に反映することで技術的優位性の強化を実現してまいります。

クラウドソリューション事業においては、主力製品であるクラウドERP「ZAC」の特徴であるSaaS型モデルの強みを活かすために、技術的な領域における研究を今まで以上に進めてまいります。「ZAC」の基本機能をAPI化し、他社のクラウド製品やBI（Business Intelligence）製品等と積極的な連携を行い、UI（ユーザーインターフェース）の改善、スマートフォン端末への対応等の重点施策を推進するために、研究開発体制の強化に努めてまいります。

④事業の海外展開

デジタルトランスフォーメーション事業において、顧客は一層海外展開を強く推進する傾向にあります。当社グループとして、顧客をグローバルにサポートできる体制は必要な要件であると考えております。同時に、海外市場を開拓することによって、大きな成長機会が期待されます。

クラウドソリューション事業においては、ERP市場では主要企業がグローバルに活動を行っており、当社グループが更なる成長を遂げるためには、グローバルでの事業運営は必要不可欠であります。製品の多言語、多通貨対応は必須の要件であり、そのような機能追加の開発投資を行ってまいります。

当社グループは、こうした機会を確実に取り込むべく、海外連結子会社の体制の強化、グローバルパートナーの開拓等を通じて、リスクを低減しながらも海外への展開を積極的に進めてまいります。

⑤認知度の向上、ブランドの確立

当社グループが市場での浸透度を高めていくためには、一層の認知度の向上、信頼感の醸成が必要となっております。顧客に「市場のリーダー」として信頼していただけるよう、製品・サービスのたゆまぬレベルアップ、既存顧客の満足度の向上、パブリシティ強化を通じ当社グループブランドの確立及び普及に努めてまいります。

⑥新型コロナウイルス感染症の影響及び対応策について

デジタルトランスフォーメーション事業においては、主要顧客である小売・自動車業界に影響が及んだことで、当事業の業績に影響を与えました。そのため、顧客範囲の拡大に向けた営業強化に取り組み、業績への影響が最小限となるよう努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、緊急事態宣言の発令に合わせ、リモートワークの実施や時差出勤の活用、社内の感染予防対策の徹底等、当社従業員並びにステークホルダーの皆様の安全確保と事業継続に考慮した対応に努めており、業務の効率化など生産性の向上にも取り組んでおります。

(7) 主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、ITを活用して企業の経営に関わる課題解決のソリューション提供を行っており、各事業の内容は次のとおりであります。

① クラウドソリューション事業

統合基幹業務システム「ZAC」及び「Reforma PSA」の開発・販売を中心としたサービスを提供しております。

② デジタルトランスフォーメーション事業

ウェブやインターネット広告の制作・構築・運用・分析など、デジタルを基軸として企業や自治体のマーケティング活動をワンストップで支援しております。

(8) 主要な営業所 (2021年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都 目黒区
西日本支社	大阪府 大阪市
北海道支社	北海道 札幌市
福岡支社	福岡県 福岡市

② 子会社

国内

名 称	所 在 地
株式会社オロ宮崎	宮崎県 宮崎市
株式会社o R o c o d e MOC	新潟県 新潟市

海外

名 称	所 在 地
欧楽科技（大連）有限公司	中華人民共和国
oRo Vietnam Co., Ltd.	ベトナム
oRo Malaysia Sdn. Bhd.	マレーシア
oRo (Thailand) Co., Ltd.	タイ
台灣奥楽股分有限公司	台湾
大連奥楽広告有限公司	中華人民共和国

(9) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
441 名	16 名増

(注) 従業員数（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）には、契約社員、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
253 名	11 名増	33.7 歳	5.6 年

(注) 従業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）には、契約社員、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
欧楽科技（大連）有限公司	70,000 USドル	100.0%	クラウドソリューション事業 デジタルトランスフォーメーション事業
oRo Vietnam Co., Ltd.	100,000 USドル	100.0%	デジタルトランスフォーメーション事業
oRo Malaysia Sdn. Bhd.	1,000,000 マレーシアリングgit	100.0%	デジタルトランスフォーメーション事業
oRo (Thailand) Co., Ltd.	4,000,000 タイバーツ	49.0% [41.0]	デジタルトランスフォーメーション事業
台灣奥樂股分有限公司	5,000,000 台湾ドル	100.0%	デジタルトランスフォーメーション事業
大連奥楽広告有限公司	1,000,000 人民元	100.0%	デジタルトランスフォーメーション事業
株式会社オロ宮崎	10,000,000 円	100.0%	クラウドソリューション事業 デジタルトランスフォーメーション事業
株式会社oRocode MOC	10,000,000 円	100.0%	クラウドソリューション事業 デジタルトランスフォーメーション事業

- (注) 1. 当社の出資比率の [] は、同意している者の所有割合で外数となっております。
 2. 大連奥楽広告有限公司は、欧楽科技(大連)有限公司を通じての間接所有となっております。
 3. 上記の他、子会社が2社、関連会社が1社ありますが、重要性が乏しいため記載しておりません。
 4. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な借入先（2021年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式の総数 48,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 16,606,453株（自己株式495,585株を含む。）
 (3) 株 主 数 1,842名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
川田 篤	6,241,031 株	38.74 %
日野 靖久	3,105,512	19.28
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	870,000	5.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	861,000	5.34
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	693,800	4.31
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	450,800	2.80
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	427,100	2.65
THE BANK OF NEW YORK MELLON 133652	348,800	2.16
KIA FUND F149	247,800	1.54
藤崎 邦生	184,656	1.15

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	4,807株	4名
社外取締役	－株	－名
監査役	－株	－名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、「(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得に係る事項を決議し、実施いたしました。

①自己株式の取得を行う理由

株主還元強化及び資本効率の向上等のため、自己株式の取得を行うものであります。また、当社は取締役向けに譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、今後交付する譲渡制限付株式にも今回取得した自己株式を充当する予定です。

②取得の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	500,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合3.01%）
株式の取得価額の総額	1,737,500千円
取得する期間	2021年2月16日～2021年3月15日
取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
川田 篤	代表取締役社長	欧楽科技(大連)有限公司 董事 大連奥楽広告有限公司 董事 ネットイヤーグループ株式会社 社外取締役 株式会社日宣 社外取締役
日野 靖久	専務取締役 コーポレート本部長	株式会社オロ宮崎 取締役 株式会社oRo code MOC 取締役
藤崎 邦生	常務取締役 クラウドソリューション事業部長	欧楽科技(大連)有限公司 董事 株式会社オロ宮崎 取締役 株式会社oRo code MOC 取締役
生本 博士	取締役 デジタルトランスフォーメーション事業 部長	株式会社オロ宮崎 取締役 欧楽科技(大連)有限公司 董事 大連奥楽広告有限公司 董事 株式会社oRo code MOC 取締役 台湾奥楽股分有限公司 董事 oRo (Thailand) Co., Ltd. 取締役 oRo Malaysia Sdn. Bhd. Director
上 岳 史	取締役 (社外取締役)	デコボコベース株式会社 代表取締役
阪 口 啓	取締役 (社外取締役)	東京工業大学工学院 教授
鈴木 誠一	常勤監査役 (社外監査役)	欧楽科技(大連)有限公司 監事 oRo Vietnam Co., Ltd. Controller 台湾奥楽股分有限公司 監察人 大連奥楽広告有限公司 監事 株式会社オロ宮崎 監査役 株式会社oRo code MOC 監査役
廣岡 穰	監査役 (社外監査役)	廣岡公認会計士事務所 所長 SEホールディングス・アンド・インキュベ ーションズ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
大 毅	監査役 (社外監査役)	大総合法律事務所 代表 株式会社スリー・ディー・マトリックス 社外監査役 株式会社リログループ 社外監査役

- (注) 1. 取締役上岳史氏及び阪口啓氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木誠一氏、廣岡穰氏及び大毅氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役上岳史氏、阪口啓氏、監査役鈴木誠一氏、廣岡穰氏及び大毅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役廣岡穰氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
5. 「デジタルトランスフォーメーション事業部」は2022年1月1日付で「マーケティングコミュニケーション事業部」に改称いたしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項で定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して、損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は当社及び会社法上の子会社における全ての取締役、監査役等であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数 (名)	報酬等の種類別の総額(千円)		計 (千円)	摘要
		基本報酬	非金銭報酬		
取締役 (うち社外取締役)	6 (2)	120,306 (10,500)	16,993 (-)	137,299 (10,500)	
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	18,600 (18,600)	-	18,600 (18,600)	
計	9	138,906	16,993	155,899	

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

a. 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容、及び決定方法について

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会にて定めております。当社の取締役の報酬等は、役位・職責に応じた固定報酬である「基本報酬」、株価によって変動する「株式報酬」により構成しております。「基本報酬」は金銭により、「非金銭報酬」は譲渡制限を付した株式の割り当てにより、それぞれ支給しております。

なお、社外取締役、社外監査役の報酬は、業務執行を行う他の取締役から独立した立場にあることを考慮して固定報酬のみで構成されております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動として、各役員の個別の報酬等は世間水準、業績、社員給与とのバランス等を考慮し株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、取締役については、取締役会での協議により決定しております。当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は当社が定める方針に基づいて決定しているため、方針に沿っているものと判断しております。監査役については、監査役の協議により決定しております。

b. 役員報酬に関する株主総会決議について

2013年6月27日開催の第15期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額200百万円以内、監査役の報酬限度額は同定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。同定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であり、監査役の員数は2名です。

2016年3月25日開催の第18期定時株主総会において、海外赴任をする取締役に対して、借上げ社宅を提供するとともに、海外赴任により生ずる子女の教育費の追加費用を金銭に非ざる報酬額としております。この場合に会社が負担する金銭に非ざる報酬の限度額は、取締役一人当たり月額500千円以内とすることを決議しております。同定時株主総会終結時点の当該決議の対象となる取締役の員数は5名です。

2020年3月26日開催の第22期定時株主総会において、取締役の報酬限度額とは別枠で取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権年額を50百万円以内（割り当てる譲渡制限付株式数としては、15,000株以内）とすることを決議しております。同定時株主総会終結時点の当該決議の対象となる取締役の員数は4名です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役上岳史氏は、デコボコベース株式会社の代表取締役であります。当社は当該兼職先との間で、ウェブインテグレーション業務、ウェブマーケティング業務に関する取引をしておりますが、取引条件は市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しており、当社と上岳史氏及び当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

取締役阪口啓氏は、東京工業大学工学院の教授であります。当社と当該兼職先との間には特別な利害関係はありません。

監査役廣岡穰氏は、廣岡公認会計士事務所の所長及びSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

監査役大毅氏は、大総合法律事務所の代表及び株式会社スリー・ディー・マトリックス、株式会社リログループの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（15回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 上 岳史	15回	100%	—	—
取締役 阪口 啓	15回	100%	—	—
監査役 鈴木 誠一	15回	100%	14回	100%
監査役 廣岡 穰	15回	100%	14回	100%
監査役 大 毅	13回	87%	13回	93%

(b) 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・ 取締役上岳史氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、会社経営に対する監督及び当社における中長期視点での経営に対する助言を期待され選出されております。取締役会において、独立した客観的な立場から適宜質問をし、助言・提言を行っております。
- ・ 取締役阪口啓氏は、情報通信工学の学者として培われた高い専門知識や経験を活かし、会社経営に対する監督機能の拡充及び当社技術部門におけるリスク管理の強化に対する助言を期待され選出されております。取締役会において、独立した客観的な立場から適宜質問をし、助言・提言を行っております。
- ・ 監査役鈴木誠一氏は、事業会社における長年にわたる豊富な経験と幅広い見識を活かし、取締役会及び監査役会において総合的見地から適宜質問をし、助言・提言を行っております。
- ・ 監査役廣岡穰氏は、公認会計士としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において専門的な見地から適宜質問し、助言・提言を行っております。
- ・ 監査役大毅氏は、弁護士としての経験を活かし、取締役会及び監査役会において専門的な見地から適宜質問をし、助言・提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 44,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 44,000千円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかの項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な職務の遂行が困難と認められる場合、当社監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、その後当該基本方針については適宜見直しを実施しております。

2018年12月21日開催の取締役会において改定され、現在運用している内容は以下のとおりです。

① 経営理念

- ・「社員全員が世界に誇れる物（組織・製品・サービス）を創造し、より多くの人々（同僚・家族・取引先・株主・社会）に対してより多くの「幸せ・喜び」を提供する企業となる。そのための努力を通じて社員全員の自己実現を達成する。」

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「企業倫理規程」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
- ・取締役及び従業員が法令及び定款等を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「経営理念」に加え、「活動指針」を定める。
- ・法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。
- ・取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
- ・監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査基準」及び「監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
- ・内部監査室は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
- ・コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- ・取締役及び監査役が、その職務上必要ある時は直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスクマネジメント委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
 - ・リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
 - ・不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - ・「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
 - ・経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - ・意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
 - ・職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役社長及び担当役員との合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、オログループ（企業集団）における人材方針やコンプライアンス方針などの理念体系である「oRo Group Policy」を作成し、企業集団に経営理念の共有・浸透を図り、その業務の適正を確保する。
 - ・子会社は、「関係会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。
 - ・子会社担当取締役は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
 - ・子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告を行う。
 - ・当社は、必要に応じて、子会社に対し取締役を派遣又は監査役が赴き、当該役員を通じて、子会社担当取締役の職務執行を監視・監督する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項
- ・ 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
 - ・ 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
 - ・ 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- ・ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - ア 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
 - イ 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果を報告する。
 - ウ 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
 - ・ 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した時は、直ちに当社の監査役へ報告する。
- ⑨ 前号で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
 - ・ 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
 - ・ 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室に調査を依頼することができる。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制整備
 - ・ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ・ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ・ 「取締役会規程」に基づき監査役出席の下、経営上の重要な意思決定を討議し、取締役の業務執行の監督を行っております。原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況等、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。
- ・ 経営戦略会議は、常勤取締役及び常勤監査役で構成され、月1回開催し、経営の基本方針及び重要な施策に関する事項、取締役会に提出する議案に関する事項など経営課題の審議・決定を行っております。
- ・ 週次報告会議は、常勤取締役、常勤監査役及び一定以上の幹部社員で構成され、週1回開催し、権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況等、その他の業務上の報告を行い情報の共有を図っております。
- ・ リスクマネジメント委員会は、常勤取締役、常勤監査役及び一定以上の幹部社員で構成され、定期的に開催し、当社のリスク分析、リスク対応政策の進捗状況等、内部通報制度の維持と状況報告を行い、情報の共有を図っております。
- ・ 監査役会は毎月開催され、各監査役は各事業年度に策定する年間監査計画に従い、取締役会その他重要な会議に出席する他、業務及び各種書類や証憑の調査を通じ取締役の職務執行を監査しております。
- ・ 内部監査室は、法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について各部門及び子会社に対して内部監査を実施し、業務改善に向け具体的に助言・勧告を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,707,227	流動負債	1,337,432
現金及び預金	6,350,145	支払手形及び買掛金	208,009
受取手形及び売掛金	1,060,753	未払法人税等	447,760
仕掛品	173,310	賞与引当金	37,099
原材料及び貯蔵品	2,658	受注損失引当金	30,083
その他	120,943	その他	614,480
貸倒引当金	△584	固定負債	160,228
		資産除去債務	114,376
固定資産	650,342	その他	45,852
有形固定資産	394,255	負債合計	1,497,661
建物	254,007	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	440,595	株主資本	6,822,204
その他	79,747	資本金	1,193,528
減価償却累計額	△380,095	資本剰余金	1,103,817
無形固定資産	45,722	利益剰余金	6,246,829
投資その他の資産	210,364	自己株式	△1,721,970
投資有価証券	12,500	その他の包括利益累計額	37,704
繰延税金資産	90,976	その他有価証券評価差額金	4,241
その他	107,802	為替換算調整勘定	33,462
貸倒引当金	△915	純資産合計	6,859,908
資産合計	8,357,570	負債・純資産合計	8,357,570

連結損益計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		5,762,070
売上原価		2,118,120
売上総利益		3,643,950
販売費及び一般管理費		1,523,522
営業利益		2,120,427
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,952	
為替差益	8,064	
補助金収入	1,340	
消費税差額	3,927	
受取損害賠償金	6,004	
債務免除益	8,848	
その他	704	30,842
営業外費用		
支払利息	2,255	
和解金	15,000	
その他	1,967	19,223
経常利益		2,132,046
税金等調整前当期純利益		2,132,046
法人税、住民税及び事業税	642,225	
法人税等調整額	△903	641,321
当期純利益		1,490,724
親会社株主に帰属する当期純利益		1,490,724

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年1月1日残高	1,193,528	1,103,528	4,922,166	△942	7,218,281
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△166,061	－	△166,061
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	1,490,724	－	1,490,724
自己株式の取得	－	－	－	△1,737,733	△1,737,733
自己株式の処分	－	288	－	16,704	16,992
株主資本以外の項目の連 結会計年度中の変動額 (純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	288	1,324,663	△1,721,028	△396,076
2021年12月31日残高	1,193,528	1,103,817	6,246,829	△1,721,970	6,822,204

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2021年1月1日残高	7,523	△8,987	△1,463	7,216,818
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△166,061
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	1,490,724
自己株式の取得	－	－	－	△1,737,733
自己株式の処分	－	－	－	16,992
株主資本以外の項目の連 結会計年度中の変動額 (純額)	△3,282	42,449	39,167	39,167
連結会計年度中の変動額合計	△3,282	42,449	39,167	△356,909
2021年12月31日残高	4,241	33,462	37,704	6,859,908

計算書類

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,105,507	流動負債	1,245,015
現金及び預金	5,788,583	買掛金	252,572
受取手形	49,021	未払金	140,556
売掛金	918,914	未払法人税等	441,000
仕掛品	178,553	未払費用	138,921
貯蔵品	2,613	前受金	41,531
前渡金	1,553	預り金	49,230
前払費用	41,197	賞与引当金	35,279
関係会社短期貸付金	60,000	受注損失引当金	34,030
その他	65,171	その他	111,892
貸倒引当金	△101		
固定資産	684,151	固定負債	112,339
有形固定資産	321,957	資産除去債務	99,582
建物	202,518	その他	12,756
工具、器具及び備品	400,433		
減価償却累計額	△280,994	負債合計	1,357,354
無形固定資産	50,499	(純資産の部)	
商標権	213	株主資本	6,428,062
ソフトウェア	38,916	資本金	1,193,528
ソフトウェア仮勘定	11,359	資本剰余金	1,103,817
その他	9	資本準備金	1,103,528
投資その他の資産	311,694	その他資本剰余金	288
投資有価証券	12,500	利益剰余金	5,852,687
関係会社株式	54,788	その他利益剰余金	5,852,687
関係会社出資金	15,747	繰越利益剰余金	5,852,687
破産更生債権等	915	自己株式	△1,721,970
長期前払費用	8,134		
繰延税金資産	144,796	評価・換算差額等	4,241
その他	75,727	その他有価証券評価差額金	4,241
貸倒引当金	△915		
資産合計	7,789,659	純資産合計	6,432,304
		負債・純資産合計	7,789,659

損益計算書

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		5,507,254
売上原価		2,186,491
売上総利益		3,320,763
販売費及び一般管理費		1,285,622
営業利益		2,035,140
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,489	
為替差益	46,586	
受取損害賠償金	6,004	
貸倒引当金戻入益	6,861	
その他	311	63,253
営業外費用		
自己株式取得費用	1,915	
和解金	15,000	
その他	21	16,937
経常利益		2,081,456
特別損失		
関係会社株式評価損	34,057	34,057
税引前当期純利益		2,047,398
法人税、住民税及び事業税	619,145	
法人税等調整額	△13,130	606,014
当期純利益		1,441,383

株主資本等変動計算書
(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
2021年1月1日残高	1,193,528	1,103,528	－	1,103,528	265	4,577,099	4,577,364
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△166,061	△166,061
特別償却準備金の取崩	－	－	－	－	△265	265	－
当期純利益	－	－	－	－	－	1,441,383	1,441,383
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	288	288	－	－	－
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	288	288	△265	1,275,587	1,275,322
2021年12月31日残高	1,193,528	1,103,528	288	1,103,817	－	5,852,687	5,852,687

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年1月1日残高	△942	6,873,479	7,523	7,523	6,881,003
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	－	△166,061	－	－	△166,061
特別償却準備金の取崩	－	－	－	－	－
当期純利益	－	1,441,383	－	－	1,441,383
自己株式の取得	△1,737,733	△1,737,733	－	－	△1,737,733
自己株式の処分	16,704	16,992	－	－	16,992
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	－	－	△3,282	△3,282	△3,282
事業年度中の変動額合計	△ 1,721,028	△445,417	△3,282	△3,282	△448,699
2021年12月31日残高	△ 1,721,970	6,428,062	4,241	4,241	6,432,304

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社オロ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 椎 名 弘
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 芦 川 弘
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オロの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オロ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社オロ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	椎 名	弘
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	芦 川	弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オロの2021年1月1日から2021年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株式会社オ口 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	鈴木 誠 一	㊟
社外監査役	廣岡 穰	㊟
社外監査役	大 毅	㊟

以上

株主総会会場ご案内図

■会場

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

フクラシア丸の内オアゾ会議室C（丸の内北口ビルディング15階（受付））

■会場までの交通

- ① JR「東京駅」丸の内北口 徒歩2分
- ② 東京メトロ丸ノ内線「東京駅」1番出口 徒歩2分
- ③ 東京メトロ東西線・半蔵門線「大手町駅」B1出口 徒歩2分
- ④ 都営三田線・東京メトロ千代田線「大手町駅」D4出口 徒歩5分

※駐車場のご用意はございませんので、お車のご来場はご遠慮下さい。

■ご来場について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

